

平成 18 年 8 月 7 日

第 5 回「支援のための連携に関する検討会」ヒアリング資料

(社) いばらき被害者支援センター

事務局長 照山美知子

社団法人いばらき被害者支援センターの支援員養成について

1 . 養成の目的

当センターでは設立当初より、総合的な支援を目指していたため、養成講座等において危機介入などの直接的支援を含む総合的な支援に携わる支援活動員を養成することを目的としている。

被害者支援に関する基礎知識を学ぶ初級編から始まり、中級編、上級編及び実地訓練の課程を修了し、一定基準を満たして審査に合格した者が、支援活動員として認定される。また、支援活動員となった者は「犯罪被害者等早期援助団体」における「犯罪被害者直接支援員」となることができる。

2 . 支援員の要件と資質

(1) 「犯罪被害者等早期援助団体」(国家公安委員会規則) における犯罪被害相談員、犯罪被害者直接支援員の要件

次に掲げる要件を満たしている 25 歳以上の者でなければならない。

人格及び行動について、社会的信望を有すること

職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること

生活が安定していること

健康で活動力を有すること

犯罪被害相談員は上記のほかに次の要件を満たしている者でなければならない。

犯罪被害等に関する相談業務に従事した経験の期間が通算しておおむね 3 年以上の者
犯罪被害者等早期援助団体 (茨城県公安委員会から指定を受けた後の本センターを含む。) において、犯罪被害相談員の職務を補助した期間が、通算しておおむね 3 年以上の者

前 2 号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 求められる資質等

温かい人間性

臨機応変な判断力と冷静さ

バランス感覚のよさ

倫理綱領等の遵守 (特に守秘義務) など

3．支援活動員養成講座

(1) 受講生募集について

新聞やミニコミ誌等により公募する。

- Aコース** 当センターの支援活動員として実際に支援活動に入りたいことを希望する者
年齢制限あり（23歳から63歳まで）
電話で受け付けた後、面接を行い、受講生（支援活動員候補者）を決定する。
2年間で、初級・中級・上級編を受講する。
- Bコース** 支援活動はできないが、自分の仕事に役立てたい、被害者支援に関心を持っているので学びたいなどという者
中級編までの1年間の受講とする。年齢制限はない。

(2) 養成課程について

初級編 講座内容 1年目（10回）

- 1．イントロダクション 被害者支援とは（社）いばらき被害者支援センターについて
- 2．犯罪被害者のおかれている状況（1）精神的影響について
- 3．犯罪被害者のおかれている状況（2）PTSDの病態と治療
- 4．犯罪被害者のおかれている状況（3）遺族について
- 5．犯罪被害者のおかれている状況（4）性暴力被害者の心理と支援
- 6．犯罪被害者のおかれている状況（5）子どもの受ける被害について
- 7．犯罪被害者のおかれている状況（6）DV・ストーカー被害について
- 8．被害者支援の必要性和歴史・現状
- 9．被害者への適切な対応の基本
- 10．まとめ・試験

中級編 講座内容 1年目（10回）

- 1．いばらき被害者支援センターの具体的な活動について
- 2．刑事手続概論
- 3．刑事手続における被害者の法的地位
- 4．法廷付き添いについて
- 5．損害賠償について
- 6．被害者等給付金等制度
- 7．カウンセリングの基礎（1）ロールプレイ
- 8．カウンセリングの基礎（2）ロールプレイ
- 9．カウンセリングの基礎（3）ロールプレイ
- 10．まとめ・面接

上級編 講座内容 2年目(20回)

1. オリエンテーション いばらき被害者支援センターの活動目的と内容
2. 支援員の倫理綱領について
3. 被害者関連法規について(1)「刑法と刑事訴訟法」
4. 被害者関連法規について(2)「犯罪被害者等基本法・犯給法ほか」
5. 検察庁における被害者支援
6. 警察における被害者支援
7. 少年事件と被害者
8. 法廷関連支援について(1)
9. 法廷関連支援について(2)法廷付き添いロールプレイ
10. 他機関との連携 資源台帳について
11. 「被害者の声」を聴く
12. 最近のPTSD治療
13. 自助グループについて
14. 受付として概略を聞くロールプレイ(1)
15. 受付として概略を聞くロールプレイ(2)
16. 受付として概略を聞くロールプレイ(3)
17. 相談員としてのロールプレイ(1)
18. 相談員としてのロールプレイ(2)
19. 相談員としてのロールプレイ(3)
20. まとめ 試験・面接

上記の講義の他に、年5回の実地訓練、2回の法廷傍聴レポートを提出しなければならない。

各課程とも7割以上の出席を要する。

(3) 支援活動員の認定について

支援活動員を目指すAコース受講生は、初級編・中級編・上級編の2年間の課程を受講する。上級編進級時には、正会員登録を行い、誓約書を書かなければならない。

すべての課程を修了した者は、研修委員会の議、理事会の議を経て理事長が支援活動員として認定する。任期は、1年とし、再任を妨げない。また、当センターの支援活動員に認定された者は、「犯罪被害者等早期援助団体」における「犯罪被害者直接支援員」の証票を持つことにもなる。

4. 継続研修

(1) 継続研修とは

支援活動員として認定された者は、「支援活動に関する規程」第5条により継続研修を受けなければならない。

継続研修では、支援活動員が、被害者支援の現状や社会の動向、法改正など常に新鮮な情報を共有しながら活動できるように、月1回程度の研修を行っている。常に自分たちがどこに位置し、何を目的としているのかを見失わないように共通認識をもって支援ができるよう心がけている。

(2) これまでの主な継続研修

「法廷付き添いマニュアル」作成

直接的支援として、まず、何ができるかという検討から始まり、法廷付き添いサービスの実施に向けて研修を進めることにした。刑事司法の流れを学んだ後、各自、何回も裁判を傍聴し、それをもとに支援のあり方を検討していった。平成9年から約2年をかけて、具体的な問答を入れた「法廷付き添い実施マニュアル」が完成した。支援活動員が自分たちで作上げたマニュアルであり、その後、改訂を重ねながら法廷付き添い活動の基本として現在も活用されている。

法廷関連支援の訓練

支援活動員は、電話相談をはじめすべての支援業務に関わることになるが、現在のところ、特に多い法廷関連の支援をするための実地訓練を行っている。例えば、代理傍聴の依頼を受けた場合に、どのような傍聴をし、どのような報告をしたらよいのか、同じ裁判を各自で傍聴し、報告書を作成してそれをもとに話し合うという訓練などを行っている。研修を重ねて「代理傍聴のためのマニュアル」を作成中である。

また、県内の裁判所や検察庁に実際に出向き、場所や構造の確認、被害者への適切な対応について、具体的な研修を行っている。

資源台帳の作成と整備

被害者にとって必要な情報や連携先についての情報は、支援に必要不可欠なものである。そのための資源台帳を整備することも支援活動員が継続研修の中で行った。支援活動員がグループに分かれて資料を収集して検討を重ね、利用しやすい資源台帳を作成した。現在も、支援活動員の手で常に新しい情報を得ながら、より使いやすいものへとリニューアルを図っている。

外部講師による研修

当センターでは、内部の講師に恵まれており、さまざまな研修を積み重ねているが、被害者支援にとって重要な連携先についての情報を的確に把握するために、該当機関・団体から外部講師を招いての研修も行っている。

これまでの主な機関・団体

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・ 精神保健福祉センター | ・ 水戸地方検察庁被害者支援員 |
| ・ 茨城県警察本部関係 | |
| 犯罪被害者対策室 | 性犯罪担当者 |
| DV・ストーカー被害担当者 | 犯罪被害給付金担当者 |

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 福祉相談センター
- ・ 被害者支援都民センター
- ・ DV被害者支援団体
- ・ 産婦人科医
- ・ 社会福祉専門家

5．支援員養成における課題

(1) いばらき被害者支援センターにおける課題

犯罪被害相談員の確保

支援を行う際に「犯罪被害相談員」の存在は、不可欠である。電話相談の際、「犯罪被害相談員」が、一人は入室していなければならない。直接的支援の際も「犯罪被害相談員」と「直接支援員」が、組んで支援を行うことになっている。

しかし、「犯罪被害者等早期援助団体」における「犯罪被害相談員」の認定条件は厳しく、犯罪被害相談に応ずる業務に従事した期間がおおむね3年以上の者、「犯罪被害者早期援助団体」において犯罪被害相談員の補助をした期間がおおむね3年以上の者とされている。3年以上とは、1日4時間週3日で3年以上従事することをいい、その条件を満たすのは容易ではない。

被害者支援に識見を有する専門家は、「犯罪被害相談員」になることはできるが、本来の仕事をもっており多忙である。センターが必要とする日常の支援業務に従事することは難しい。従って、増えつつある支援に対応するには、「犯罪被害相談員」の養成が、急務の課題となっている。

有給スタッフの確保

支援活動員は、週に何日も活動する者、月に1回程度の者とその活動態様は様々であり、各自の状況に応じてセンターに貢献している。しかし、多岐にわたり増えている日々の支援を充実させるためには、また、緊急の支援に対応するためには、数多くの支援を経験し、支援の状況や連携について熟知している支援活動員の常駐が必要である。そのような支援員は、有給職員として位置づけなければ確保できない。

(2) 支援団体における問題点と課題

研修内容の統一を

「全国被害者支援ネットワーク」には、現在42の支援団体が加盟しているが、各団体における支援員の養成については、ばらつきがみられる。これまでの研修会や交流を通して、多くの団体が支援員の養成に苦慮している様子が窺える。特に多いのは、研修内容と講師の選定の問題である。また、それに伴う経費の問題を抱えているところもある。

全国どこでも一定レベル以上の支援を受けられるようにするためには、研修内容の統一を図る必要がある。また、そのための講師の選定や経費の問題を解決できる方策を検討することが必要である。

支援団体や支援員に認定制度を

被害者支援は、たやすくできることではない。社会に対する信頼を失いがちな被害者にと

って支援団体やその支援員は、信頼できる存在でなくてはならない。現在、公安委員会による「犯罪被害者等早期援助団体」としての指定基準があるが、それとは別に、全国のすべての支援団体を対象に一定の基準を設け、それに達しているところを認定するというのも一方策ではないだろうか。

また、支援員にも段階的に認定基準を設けてはどうだろうか。特に、よりよい連携のもとに被害者にとって適切な支援を構築していくコーディネーターの存在は、重要であり、その認定基準も必要であろう。